

令和6年度 明石市立野々池中学校 部活動基本方針

1 部活動の意義

野々池中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる。そこで、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を涵養すると共に、学校教育が目指す資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上を目指すことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができる活動であることが大切である。

3 部活動のあり方

明石市立中学校部活動における休養日・活動時間等の基準に則り、心身共に成長著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した、安全で安心な指導を行う。また、顧問のみならず、専門的な知識を有する「外部人材」を活用することにより、充実した部活動の実施を目指す。

4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって、練習計画や練習内容を含め「生徒自らが主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

- (1) 活動計画・実施報告書の作成 野々池中学校の本方針に則り、顧問は毎月の活動計画表を前月末に作成し、生徒・保護者・管理職に知らせる。これにより、三者が活動内容を把握し、生徒がより安心・安全に活動を行うことができ、過度な負担となっていないか、多くの目で検証する。また、管理職は、活動計画・実績報告をもって、活動内容を把握・確認し、指導、是正をおこなう。

(2) 活動時間および日数について

- ① 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は原則水曜日を休みとする。週休日(土・日および祝日)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える(原則月曜日など活動した次の日に)。第2・4日曜日はノー部活デーとする。また、週休日は従来休養日であるため、活動する場合は事前に学校長の許可と保護者の同意が必要である。また、明石市教育委員会へ変更届を提出すること。
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、家族との時間が過ごせるよう、1週間程度のオフシーズンを設ける。
 - ・ 夏季休業中・・・市が指定する学校閉校日(8月のお盆の時期)を利用し、その前後に学校閉校日を含めた連続した1週間程度を設定する。(各部で設定)
 - ・ 冬季休業中・・・市が指定する学校閉校日(年末年始の時期)を利用し、その前後に学校閉校日を含めた連続した1週間程度を設定する。(各部で設定)
- ③ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、週休日(土・日および祝日)は3時間程度とする。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問教員の過度の負担にならぬよう十分に配慮し、計画的に実施する。なお、この活動時間については、準備・片付け、清掃活動、ミーティング、待機時間は含まないこととする。
- ④ 始業前の早朝練習については、原則行わない。但し、特段の事情がある場合は、公式戦として認められた大会・コンクール等の前に限り、顧問が必要と判断した場合は、事前に学校長の許可を得た上、保護者の同意を得て実施することは可とする。

(3) 保護者会の実施

年度当初に保護者会を実施し、本校及び各部活動の基本方針を説明し、前年度の会計報告、予算計画等を示し、保護者の理解を得る。

(4) 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

(5) 対外試合等による校外への移動は、生徒安全確保の観点から、公共交通機関(貸切バス・タクシー等を含む)を利用し、集合及び解散場所は校区内を原則とする。

5 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部：陸上競技部、野球部、サッカー部、ソフトボール部、
男女ソフトテニス部、バレーボール部、男女バスケットボール部、
剣道部、柔道部、男女卓球部、水泳部

文化部：吹奏楽部、美術部、科学部

(2) 年間完全下校時刻 ※日没に合わせて変更があります。

◇ 3～4月…………… 17：30

◇ 5～9月…………… 18：00

◇ 10～11月…………… 17：30

◇ 12～2月 …………… 17：00

(3) 活動の制限

中間テスト3日前、期末テスト5日前から終了日前日は、活動停止期間とする。
ただし、大会やコンクールが翌週末にある場合に限り、短時間の特別練習を認める。

(4) 土・日・祝日などの警報発表時の部活動について

- 明石市に「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」等の警報発表中の場合、部活動は中止とする。
- 警報が解除になった場合、解除された時間や状況を考慮した上で判断する。
- 学校で部活動中に警報が発表された場合、速やかに下校をさせる。

(5) 部活動の服装

- 運動部の場合は、原則として体育授業時の服装で活動する。ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものは、部内で指導されたものを着用する。
- 平日の登校は制服を着用し、部活動の服装で登校しない。下校時は、部活動の服装も可とする（休日の練習や試合などでは、登下校についても同様とする）。

(6) 土・日・祝日の戸締まり、防犯等について

- 休日の部活動において、出入り口は施錠した上で活動する。やむを得ず生徒玄関を解錠する場合、その部活動で責任を持って施錠し、防犯に努める。
- 必要な連絡等について、時間外となるため音声ガイダンスによる対応となる。顧問と生徒（保護者）が必要な連絡をとれるよう、各部ごとに連絡網、すぐメール等を活用した連絡体制を構築する。

6 その他

- クラブ振興会の規定及び、各部のルールを遵守すること。